年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認四国地方第三者委員会分

1.	今回	のあ	つせん	等	の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 10 件

厚生年金関係 10 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

総務大臣から平成22年12月21日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについて、申立期間①のうち平成14年4月から同年6月までの期間、申立期間②のうち18年4月及び同年5月、申立期間⑤については、同日後に判明した事実から、当該あっせんによらず、申立人の標準報酬月額に係る記録については、14年4月及び同年5月は30万円、同年6月は34万円、18年4月及び同年5月は15万円とし、19年8月13日の申立人の標準賞与額に係る記録については23万円とすることが必要である。

また、総務大臣から平成22年12月21日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについて、事業主が申立人に係る申立期間③及び⑤の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないとした判断については、同日後に判明した事実から、当該判断によらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないとの判断に訂正することが妥当である。

なお、事業主は、上記各期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、総務大臣から平成22年12月21日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについて、申立期間②のうち、平成20年6月については、同日後に判明した事実から、当該あっせんによらず、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月分から同年6月分までは標準報酬月額59万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に対し支払われていたと認められることから、申立人の20年6月の標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが妥当である。

申立人の申立期間④における標準賞与額については、25 万円と記録されているが、申立期間③の賞与として厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間④に係る標準賞与額の記録を取り消すことが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成11年7月1日から14年7月1日まで

- ② 平成16年2月1日から20年7月1日まで
- ③ 平成18年8月8日
- ④ 平成18年10月5日
- ⑤ 平成19年8月13日

A社に勤務していた期間の標準報酬月額及び標準賞与額が、給与及び賞与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額及び標準賞与額より低く記録されている。当時の給与明細書等があるので、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち平成 14 年4月から同年6月まで、申立期間②のうち 18 年4月及び同年5月、20年6月、申立期間③及び⑤の標準報酬月額並びに標 準賞与額に係る記録については、申立人から提出されたA社における給与明 細書、賞与明細書、預金通帳の写しなどから判断し、14年4月及び同年5月 は標準報酬月額34万円、同年6月は標準報酬月額26万円、18年4月及び同 年5月は標準報酬月額14万2,000円、同年8月8日は標準賞与額25万円、 19年8月13日は標準賞与額22万4,000円、20年6月は標準報酬月額34万 円に基づく厚生年金保険料を、それぞれ事業主により給与又は賞与から控除 されていることが認められること、また、事業主は、当該期間に係る厚生年 金保険料を納付する義務を履行していないと認められることから、既に年金 記録確認徳島地方第三者委員会(当時。以下「徳島委員会」という。)にお いて決定したあっせん案の報告に基づき、22年12月21日付けで総務大臣の 年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、14年4月及び同年5月は標準報酬 月額 34 万円、同年 6 月は標準報酬月額 26 万円、18 年 4 月及び同年 5 月は標 準報酬月額 14 万 2,000 円、20 年 6 月は標準報酬月額 34 万円、申立期間③は 標準賞与額 25 万円、申立期間⑤は標準賞与額 22 万 4,000 円とする記録に訂 正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、上記各期間の標準報酬月額に係る内容について改めて検証した結果、平成14年4月から同年6月までの期間並びに18年4月及び同年5月については、申立人から提出された給与明細書、源泉徴収票、市民税・県民税特別徴収税額通知書及び預金通帳の入金記録から判断すると、14年4月及び同年5月は30万円、同年6月は34万円、18年4月及び同年5月は15万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑤については、申立人から提出された賞与明細書について「平成18年8月賞与」と記載されているものが2枚確認できるところ、当該

明細書のうち給与総額が23万円と記載されているものについては、差し引き支給額が「160,566」円とされており、当該差し引き支給額は預金通帳の平成19年8月13日の入金記録と一致していることが確認できること、当該明細書の給与総額と申立人から提出された同年1月分から同年12月分までの給与明細書のそれぞれの給与総額の合計額は、申立人の19年分給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額と一致することが確認できること、当該賞与明細書において満40歳から控除対象となる介護保険料が控除されているところ、申立人は平成19年に満40歳に到達することから判断すると、当該賞与明細書は同年8月13日の賞与に係るものであると認められる。

さらに、上記の平成 19 年 8 月 13 日の賞与に係る賞与明細書により、23 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。これら事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち平成 14 年 4 月及び同年 5 月は 30 万円、同年 6 月は 34 万円に、申立期間②のうち 18 年 4 月及び同年 5 月は 15 万円に、申立期間⑤の標準賞与額は 23 万円に、それぞれ訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち平成14年4月から同年6月までの期間、並びに申立期間②のうち18年4月及び同年5月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に廃業している上、事業主から申立期間の厚生年金保険料控除に関する資料及び供述を得ることはできないが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所(当時)は、上記各期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人の申立期間③及び⑤に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成20年6月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、及び事業主は、当該期間に係る保険料の納付義務を履行していないと認められることから、既に徳島委員会において決定したあっせん案の報告に基づき、平成22年12月21日付けで総務大臣から年金記録に係る苦情のあっせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後に、申立期間に厚生年金保険料の徴収権の 消滅時効成立前の期間を含む所定の事案に関する「厚生年金保険法」と「厚 生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」(以下「厚 生年金特例法」という。)の適用について、厚生労働省から、特例的に、当 該事案の申立日において既に厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅 した期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年 金保険法を適用する、という見解が示されていたことが判明し、当委員会で は、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認 められるかを判断することとした。

申立期間のうち、平成20年6月1日から同年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

したがって、申立期間②のうち平成20年6月については、申立人から提出された給与明細書により、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月分から同年6月分までは標準報酬月額59万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に対し支払われていたことが確認できることから、20年6月の標準報酬月額を59万円に訂正することが妥当である。

申立期間④については、A社は、申立人に対し、平成18年8月支払予定の 賞与25万円を同年10月5日に支払った旨の健康保険厚生年金保険被保険者 賞与支払届を同年10月11日に社会保険事務所に提出しており、当該届の内 容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

しかしながら、申立人は平成 18 年 10 月分の賞与明細書を保有しておらず、申立人から提出された預金通帳においても同年 10 月分の賞与入金記録は確認できない。

また、申立人から提出された賞与明細書について「平成18年8月賞与」と記載されているものが2枚確認できるところ、当該明細書のうち給与総額が25万円と記載されているものについては、25万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されており、差し引き支給額と同額の賞与が同年8月8日に入金されていることが預金通帳の記録により確認できることから、申立人は平成18年の夏季賞与について、同年10月5日ではなく、同年8月8日に支給されたものと認められる。

これら事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間④に係る標準賞与額の記録を取り消すことが妥当である。

四国(徳島)厚生年金 事案 1290

第1 委員会の結論

総務大臣から平成23年2月15日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについて、申立期間①のうちの平成13年4月及び申立期間②については、同日後に判明した事実から、当該あっせんによらず、13年4月の申立人の標準報酬月額に係る記録については30万円とし、18年8月8日の申立人の標準賞与額に係る記録については30万円とすることが必要である。

また、総務大臣から平成23年2月15日付けで行われた申立人の年金記録に係る苦情のあっせんについて、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて判断していないが、同日後に判明した事実から、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては明らかでないとの判断に訂正することが妥当である。

なお、事業主は、上記期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立人の申立期間③における標準賞与額については、30 万円と記録されているが、申立期間②の賞与として厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立期間③に係る標準賞与額の記録を取り消すことが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和38年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年4月16日から20年12月26日まで

② 平成18年8月8日

③ 平成18年10月5日

④ 平成19年8月13日

A社に勤務していた期間の標準報酬月額及び標準賞与額が、給与及び賞与から実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額及び標準賞与額より低く記録されている。当時の給与明細書等があるので、実際の保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準賞与額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち平成13年4月の標準報酬月額に係る記録については、申立人から提出されたA社における給与明細書、賞与明細書、預金通帳の写しなどから判断し、13年4月は標準報酬月額32万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていることが認められること、また、事業主は、13年4月に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められることから、既に年金記録確認徳島地方第三者委員会(当時。以下「徳島委員会」という。)において決定したあっせん案の報告に基づき、23年2月15日付け総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、13年4月は標準報酬月額32万円とする記録に訂正されている。

しかしながら、当該あっせん後に、平成13年4月の標準報酬月額に係る内容について改めて検証した結果、同年4月については、申立人から提出された源泉徴収票及び預金通帳の入金記録から判断すると、同年4月は30万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

これら事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①のうち平成 13 年4月は標準報酬月額 30 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の申立期間①のうち平成13年4月に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に廃業している上、事業主から申立期間の厚生年金保険料控除に関する資料及び供述を得ることはできないが、給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所(当時)は、上記期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出された賞与明細書について「平成18年8月賞与」と記載されているものが2枚確認できるところ、当該明細書のうち給与総額が30万円と記載されているものについては、差し引き支給額が「246,020」円とされており、当該差し引き支給額は預金通帳の平成18年8月8日の入金記録と一致していることが確認できること、社会保険料控除額と申立人から提出された同年1月分から12月分までの給与明細書のそれぞれの社会保険料控除額の合計額が給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額と一致する上、当該明細書の社会保険料控除額は同年8月当時の各保険料率と一致していることから判断すると、当該賞与明細書は同年8月8日の賞与に係るものであると認められる。

また、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料の納付義務を履行したか

否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、 明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、A社は、申立人に対し、平成18年8月支払予定の 賞与30万円を同年10月5日に支払った旨の健康保険厚生年金保険被保険者 賞与支払届を同年10月11日に社会保険事務所に提出しており、当該届の内 容はオンライン記録と一致していることが確認できる。

しかしながら、申立人は平成 18 年 10 月分の賞与明細書を保有しておらず、申立人から提出された預金通帳においても同年 10 月分の賞与入金記録は確認できない。

また、申立人から提出された賞与明細書について「平成18年8月賞与」と記載されているものが2枚確認できるところ、当該明細書のうち給与総額が30万円と記載されているものについては、上述のとおり、30万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されており、差し引き支給額と同額の賞与が同年8月8日に入金されていることが預金通帳の記録により確認できることから、申立人は平成18年の夏季賞与について、同年10月5日ではなく、同年8月8日に支給されたものと認められる。

これら事実及び新たに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間③に係る標準賞与額の記録を取り消すことが妥当である。

第1 委員会の結論

総務大臣から平成 26 年 8 月 20 日付けで行われた申立人の年金記録の訂正に係る苦情のあっせんについては、同日後に、新たな事実が判明したことから、申立期間のうち、昭和 43 年 3 月 21 日から同年 4 月 9 日までの期間については、当該あっせんによらず、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 9 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間のうち、昭和43年4月9日から同年5月1日までの期間については、当該あっせんによらず、申立人のB社C店(現在は、D社が事業を承継)における資格取得日に係る記録を同年4月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月21日から同年5月1日まで

A社がB社に吸収合併され、商品の片付けや新店舗の開店準備の間も毎日勤務し、いつもどおりに給料を受け取り、厚生年金保険料も控除されていたと思うが、厚生年金保険の被保険者記録に空白が生じていることから、確認の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録並びに複数の同僚及び申立期間当時にE社本社の人事課に所属した者の供述等から、申立人が申立期間において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、B社C店にお

ける資格取得日を昭和 43 年 3 月 21 日に訂正することが必要であるとして、 既に年金記録確認四国地方第三者委員会において決定したあっせん案の報告 に基づき、総務大臣から平成 26 年 8 月 20 日付けで年金記録に係る苦情のあ っせんが行われている。

しかしながら、当該あっせん後、F社から、B社の事業活動が昭和43年4月以降に開始されていたことをうかがわせる複数の新たな資料が提出されたことから、当該事案を改めて検証した結果、当該あっせんについては、申立人のA社における資格喪失日を同年4月9日に訂正し、B社C店における資格取得日を同日に訂正することが必要である。

なお、申立期間のうち、上記訂正後の昭和 43 年 3 月 21 日から同年 4 月 9 日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はこれを不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者の資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時) に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情 が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、上記訂正後の昭和43年4月9日から同年5月1日までの期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該期間において、B社C店が厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国(徳島)厚生年金 事案 1293

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ1万3,000円、5万3,000円及び5万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日

② 平成 16 年 2 月 25 日

③ 平成16年8月25日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が欠落しているため、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料(以下「賞与資料」という。)により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、賞与資料において確認できる賞与額及び社会保険料控除額から、5万4,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、上記の元代表清算人から提出された申立人に係る 平成16年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」について検証 を行ったところ、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額は、オンライン記 録の標準報酬月額を基に試算した同年分の社会保険料額に、申立期間③の 社会保険料額を含めて試算した同年分の社会保険料額を上回っており、そ の差額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額におおむね 一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②にA社から賞与の

支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記の検証結果等を基に推認できる社会保険料額から、5万3,000円とすることが妥当である。

3 申立期間①について、賞与資料には、申立期間①、②及び③において申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されているところ、当該合計金額から申立期間③の社会保険料額及び申立期間②で推認できる社会保険料額を差し引いて得られた金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、賞与資料等を基に推認できる社会保険料額から、1万3,000円とすることが妥当である。

4 なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務 の履行については、A社は既に解散しているため確認することができず、 このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明 らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ 4,000 円、6万3,000 円及び6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和59年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日

② 平成16年2月25日

③ 平成16年8月25日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が欠落しているため、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料(以下「賞与資料」という。)により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、賞与資料において確認できる賞与額及び社会保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、上記の元代表清算人から提出された申立人に係る 平成 16 年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」について検証 を行ったところ、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額は、オンライン記 録の標準報酬月額を基に試算した同年分の社会保険料額に、申立期間③の 社会保険料額を含めて試算した同年分の社会保険料額を上回っており、そ の差額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額におおむね 一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記の検証結果等を基に推認できる社会保険料額から、6万3,000円とすることが妥当である。

3 申立期間①について、賞与資料には、申立期間①、②及び③において申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されているところ、当該合計金額から申立期間③の社会保険料額及び申立期間②で推認できる社会保険料額を差し引いて得られた金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、賞与資料等を基に推認できる社会保険料額から、4,000円とすることが妥当である。

4 なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務 の履行については、A社は既に解散しているため確認することができず、 このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明 らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国 (愛媛) 厚生年金 事案 1296

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ5万1,000円、9,000円及び6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日

② 平成16年2月25日

③ 平成16年8月25日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が欠落しているため、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料(以下「賞与資料」という。)により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、賞与資料において確認できる賞与額及び社会保険料控除額から、6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、上記の元代表清算人から提出された申立人に係る 平成16年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」について検証 を行ったところ、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額は、オンライン記 録の標準報酬月額を基に試算した同年分の社会保険料額に、申立期間③の 社会保険料額を含めて試算した同年分の社会保険料額を上回っており、そ の差額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額におおむね 一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②にA社から賞与の 支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除 されていたと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記の検証結果等を基に推認できる社会保険料額から、9,000円とすることが妥当である。

3 申立期間①について、賞与資料には、申立期間①、②及び③において申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されているところ、当該合計金額から申立期間③の社会保険料額及び申立期間②で推認できる社会保険料額を差し引いて得られた金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、賞与資料等を基に推認できる社会保険料額から、5万1,000円とすることが妥当である。

4 なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国 (愛媛) 厚生年金 事案 1297

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録をそれぞれ 18 万 7,000 円、51 万円及び 76 万 5,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 42 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月25日

② 平成16年2月25日

③ 平成16年8月25日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が欠落しているため、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、A社の元代表清算人から提出された賞与に係る資料(以下「賞与資料」という。)により、申立人は、当該期間に同社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間③の標準賞与額については、賞与資料において確認できる賞与額及び社会保険料控除額から、76万5,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、上記の元代表清算人から提出された申立人に係る 平成 16 年分給与所得の源泉徴収票の「社会保険料等の金額」について検証 を行ったところ、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額は、オンライン記 録の標準報酬月額を基に試算した同年分の社会保険料額に、申立期間③の 社会保険料額を含めて試算した同年分の社会保険料額を上回っており、そ の差額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額におおむね 一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②にA社から賞与の 支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除 されていたと認められる。

また、申立期間②の標準賞与額については、上記の検証結果等を基に推認できる社会保険料額から、51万円とすることが妥当である。

3 申立期間①について、賞与資料には、申立期間①、②及び③において申立人に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が記載されているところ、当該合計金額から申立期間③の社会保険料額及び申立期間②で推認できる社会保険料額を差し引いて得られた金額を基に算出した賞与額は、申立人が記憶している賞与額とおおむね一致している。これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立期間①の標準賞与額については、賞与資料等を基に推認できる社会保険料額から、18万7,000円とすることが妥当である。

4 なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に解散しているため確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

四国 (愛媛) 厚生年金 事案1298

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年11月28日は150万円、16年11月25日は146万2,000円、17年11月25日は142万6,000円、18年11月29日は139万2,000円、19年11月29日は150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月28日

② 平成16年11月25日

③ 平成17年11月25日

④ 平成18年11月29日

⑤ 平成19年11月29日

A社で厚生年金保険に加入していた期間のうち、平成15年11月28日、16年11月25日、17年11月25日、18年11月29日及び19年11月29日の標準賞与額の記録が無い。

申立期間において、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与等賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年11月28日は150万円、16年11月25日は146万2,000円、17年11月25日は142万6,000円、18年11月29日は139万2,000円、19年11月29日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立

期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

四国 (愛媛) 厚生年金 事案1299

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年11月28日は150万円、16年11月25日は146万2,000円、17年11月25日は142万6,000円、18年11月29日は139万2,000円、19年11月29日及び20年11月27日は150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を 納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年11月28日

② 平成16年11月25日

③ 平成17年11月25日

④ 平成18年11月29日

⑤ 平成19年11月29日

⑥ 平成20年11月27日

A社で厚生年金保険に加入していた期間のうち、平成15年11月28日、16年11月25日、17年11月25日、18年11月29日、19年11月29日及び20年11月27日の標準賞与額の記録が無い。

申立期間において、賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた ので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社から提出された賞与等賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年11月28日は150万円、16年11月25日は146万2,000円、17年11月25日は142万6,000円、18年11月29日は139万2,000円、19年11月29日及び20年11月27日は150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主が、申立てに係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成17年11月1日から24年5月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成17年11月から18年7月までは24万円、同年8月から20年8月までは26万円、同年9月から22年5月までは24万円、同年6月から同年11月までは26万円、同年12月は28万円、23年1月から同年6月までは26万円、同年7月は28万円、同年8月は26万円、同年9月から同年11月までは28万円、同年12月は26万円、24年1月から同年4月までは28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成 24 年 5 月 1 日から 25 年 8 月 1 日までの期間 について、標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額として、23 年 4 月から 同年 6 月までは標準報酬月額 26 万円、24 年 4 月から同年 6 月までは標準報酬月額 28 万円にそれぞれ相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を 24 年 5 月から同年 8 月までは 26 万円、同年 9 月から 25 年 7 月までは 28 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から25年8月1日まで

A社に勤務していた全期間の標準報酬月額の記録が、実際に支給されていた給与額より低く記録されているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、平成 10 年4月1日から 25 年8月1日までの期間に係る年金 記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、 特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、 申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下 「厚生年金特例法」という。)を、その他の期間については、厚生年金保 険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当 委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記 録訂正が認められるかを判断することとしている。

したがって、申立期間のうち、平成10年4月1日から24年5月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから、厚生年金特例法を、同年5月1日から25年8月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間のうち、平成 18 年 4 月 1 日から 24 年 5 月 1 日までの期間について、申立人から提出された給与明細書並びに収集した預金取引明細表兼残高表及び給与支払報告書を検証したところ、当該資料は相互に整合性を欠いている項目があるものの、少なくとも申立人の給与から控除されたと認められる厚生年金保険料が推認できる上、当該保険料に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の同月額より高額となっている。

また、申立期間のうち、平成17年11月1日から18年4月1日までの期間について、給与明細書は確認できないものの、当該期間の給与振込額は、同年1月を除き、同年4月の給与振込額と同額であることから、報酬月額及び厚生年金保険料額も同額であったと考えられる上、同年1月についても、前後2か月と異なる厚生年金保険料額が控除されたとは考え難いことから、同年4月と同額の厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

さらに、前述の検証結果において推認した平成17年11月から24年4月までの各月の社会保険料額と給与振込額を合算した金額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高額となっている上、当該合算額の年間合計額は、給与支払報告書により確認できる給与支給額の年間合計額の範囲内となっている。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成 17 年 11 月 1 日から 24 年 5 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、17 年 11 月から 18 年 7 月までは 24 万円、同年 8 月から 20 年 8 月までは 26 万円、同年 9 月から 22 年 5 月までは 24 万円、同年 6 月から同年 11 月までは 26 万円、

同年 12 月は 28 万円、23 年 1 月から同年 6 月までは 26 万円、同年 7 月は 28 万円、同年 8 月は 26 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 28 万円、同年 12 月は 26 万円、24 年 1 月から同年 4 月までは 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からは回答が得られないものの、給与明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所(当時)で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 申立期間のうち、平成 24 年 5 月 1 日から 25 年 8 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると 18 万円と記録されている。

しかしながら、前述の検証結果から、標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額として、平成23年4月から同年6月までは、少なくとも標準報酬月額26万円、24年4月から同年6月までは、少なくとも標準報酬月額28万円にそれぞれ相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われたことが認められる。

したがって、申立人のA社における標準報酬月額については、平成24年5月から同年8月までは26万円、同年9月から25年7月までは28万円に訂正することが必要である。

4 一方、申立期間のうち、平成10年4月1日から17年11月1日までの期間については、当該期間の給与振込額は確認できるものの、申立人は給与明細書等を所持していない上、給与支払報告書も確認できないことから、報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

また、A社に照会しても回答が得られない上、当該事業所の元同僚から も、申立期間に係る申立人の主張する給与支給額及びそれに基づく厚生年 金保険料控除額について証言を得ることができない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく 厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当た らない。

なお、当該期間については、厚生年金特例法の解釈・運用に関する厚生 労働省の見解を踏まえた年金記録確認第三者委員会の考え方に基づき、標 準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事 業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそ れぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、上記のとおり、給与振込額は確認できるものの、給与支給額及び厚生年金保険料控除額のいずれもが推認できない現状においては、記録訂正を認めることは困難である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国(高知)国民年金 事案 549

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和45年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月から8年3月まで

平成6年2月の私の帰郷後すぐに、父親がA市役所に行き、私の国民年金と国民健康保険の加入手続を行った。その後、自宅に国民年金保険料と国民健康保険料の納付書が届き、母親が、私と両親が経営するB事業所に集金に来ていた銀行の行員に、私と両親3人分の国民年金保険料と納付書を預けて納付していたはずであるが、私の保険料だけが未納となっている。申立期間の保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親は、「平成6年2月にA市役所で息子の国民年金の加入手続を行った。」旨主張しているところ、A市の国民年金オンラインシステム上の申立人の国民年金加入の届出日は平成8年10月21日となっており、このことについて、同市は、「国民年金オンラインシステムにおいて、届出日は窓口もしくは郵送にて届出のあった日であり、同システムの入力日となり、国民年金手帳記号番号の払出日である。」旨回答していることから、申立人については、同日に国民年金の加入手続が行われ、同手帳記号番号が払い出されたと推認できる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「息子がAに帰ってきて、すぐに主人が息子の国民年金の加入手続に行った。その後、息子の国民年金保険料の納付書が届き、納付を開始した。それ以降は、主人と私と息子の3人分の保険料を、私が毎月納付していた。前年度分の保険料を遡って納付したことはない。」旨主張しているが、前述のA市の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち、平成6年2

月から同年8月までの国民年金保険料は、時効により納付することができない上、同年9月から8年3月までの保険料は、遡って過年度納付することとなり、同市で払い出された同手帳記号番号では、申立期間の保険料を現年度納付することができない。

さらに、オンライン記録及びC市の国民年金被保険者名簿により、申立人には、平成3年3月頃に、同市において別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるところ、i) オンライン記録により、同市で払い出された同手帳記号番号の被保険者記録は、4年5月に不在決定されていることが確認できるため、申立期間において、当該手帳記号番号で国民年金保険料の納付書の発行が行われたとは考え難いこと、ii) A市の国民年金オンラインシステムによると、8年10月21日に申立人の国民年金加入手続が行われた時点において、同市で新たな同手帳記号番号が払い出され、20歳に遡って資格取得処理が行われていることが確認できることなど、C市で払い出された同手帳記号番号により、申立人の申立期間の保険料が納付されていた形跡は確認できない。

加えて、申立期間当時、申立人とその両親が経営するB事業所の売上金及び申立人とその両親の国民年金保険料の集金を担当していたD銀行の行員は特定できず、申立人の保険料の納付状況についての供述を得ることができない。

このほか、申立人の母親が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国(愛媛)国民年金 事案 550

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年4月までの期間及び40年4月から42年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から39年4月まで

② 昭和40年4月から42年12月まで

私が 20 歳になった時に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、両親のいずれかが申立期間の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未納期間となっているため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、「父親が昭和36年7月頃に私の国 民年金の加入手続を行い、両親のいずれかが、毎月、集金に来た当番の人に 国民年金保険料を渡していた。」と主張しているが、申立人は国民年金の加 入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立期間当時の保険料の納 付金額等の詳細を記憶していない上、申立人の両親は既に他界しているため、 申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年8月17日に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間①及び②の保険料は、時効により納付することができない上、申立人に対して、別の同手帳記号番号が払い出されていた形跡は確認できない。

さらに、A市役所は、「申立期間当時の申立人の住所地に当たるA市B広報区における昭和 36 年から 43 年までの国民年金保険料徴収簿を確認したが、申立人の氏名は確認できない。」旨回答している。

このほか、申立人の両親が、申立人の申立期間①及び②に係る国民年金保 険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、 ほかに申立人の申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

四国(徳島)国民年金 事案 551

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から10年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から10年3月まで

私の母親が、A町役場(現在は、B市役所)において、申立期間当時学生であった私の免除申請の手続を行ったにもかかわらず、申立期間が免除承認されていないことに納得がいかないため、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になる前に、国民年金加入手続のお知らせのような通知が自宅に届いた。申立期間当時は大学生であったため、国民年金保険料の免除申請を母親が行った。」と主張しているが、平成9年1月より前に国民年金の加入手続を行った場合には、国民年金手帳記号番号が払い出されることになるところ、申立人が申立期間当時、住民登録をしていたA町において、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は確認できず、申立人の国民年金の加入手続の状況は不明である。

また、申立人のオンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険加入(平成10年4月1日資格取得)により付番されたものであり、それ以前に別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない上、申立期間に係る国民年金の資格記録(8年1月9日取得、10年4月1日喪失)は、14年3月7日に追加処理されていることから、当該処理時点まで、申立期間は、未加入期間であったものと考えられる。

さらに、申立人の免除申請の手続を行ったとする申立人の母親は、「免除申請の書類を提出後、手続が終了したなどの連絡や通知は一切無かった。年金手帳の交付も受けていない。」旨述べているが、免除申請を行いながら当該申請に伴う承認又は却下の通知、国民年金加入に伴う年金手帳の交付を受

けていないとは考え難い。

加えて、申立人は、「20 歳になった当時、母親に在学証明書又は学生証の 写しを渡したことはない。」旨述べており、申立人の母親は、学生に係る免 除申請書に添付が必要であったこれらの書類を持っていなかったことから、 平成7年度に係る免除申請の手続は行えなかったものと考えられる。

また、申立期間全ての免除承認を受けるためには、毎年度、免除申請の手続が必要であるが、申立人の母親は、「免除申請の手続は、平成8年1月か2月に一度しただけで、その後はしていない。」旨述べていることから、平成8年度及び9年度に係る免除申請の手続は行っていないものと考えられる。このほか、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請が行われ、承認されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

四国(香川) 厚生年金 事案 1292 (香川厚生年金事案 808 及び 948 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月から同年12月まで

申立期間に係る申立てについて、年金記録の訂正は認められなかったが、 新たな情報があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA事業所における勤務内容及び同僚の名前に関する記憶が詳細なことから、申立人が同事業所で勤務していたことがうかがえるものの、i)申立期間当時の社会保険事務担当者が、「力仕事ですぐに辞めてしまう人が多く、厚生年金保険にすぐには加入させていなかった。」と回答している上、申立人が名前を挙げた同世代の複数の同僚について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、ii)同事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡している上、同僚からも同事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る回答を得ることができないことなどから、既に年金記録確認香川地方第三者委員会(当時。以下「香川委員会」という。)の決定に基づき、平成23年6月9日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立期間当時に撮影した自身の顔写真を提出し、 A事業所の同僚に確認してほしいとして、再度、申立てを行ったが、同僚の一人が、「申立人が同事業所で勤務していたことを知っている。」と回答している ものの、当該同僚から同事業所における申立人の入社日及び退社日に係る回答 を得ることができない上、前述の同僚を含む同事業所の同僚から、申立人の厚 生年金保険料の控除を推認できる回答が得られないことなどから、既に香川委 員会の決定に基づき、平成 24 年 3 月 14 日付けで年金記録の訂正が必要とまで は言えないとする通知が行われている。 今回、申立人は、A事業所の同僚と面談したところ、申立期間の同事業所での勤務内容に関する記憶が一致したことから、申立期間に同事業所で勤務していたのは間違いないこと、及び申立期間当時の同事業所の厚生年金保険の取扱いについて、元事務員が、「勤務が続けば、厚生年金保険に加入させていた。」と述べていることから、同事業所で厚生年金保険に加入していたことを認めてほしいと主張し、申し立てている。

しかしながら、申立人が面談したとしている同僚は既に死亡している上、他の同僚に申立期間当時のA事業所での申立人の勤務状況を確認しても、申立人が同事業所で勤務していた期間を推認できる回答を得ることができない。

また、申立期間当時にA事業所で社会保険事務を担当していた同僚は、「同事業所で勤務していた人には、厚生年金保険に加入している人と加入していない人がいた。」と回答している上、他の同僚からも、申立人が同事業所において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを推認できる回答を得ることができない。

このほか、香川委員会のこれまでの決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

四国 (愛媛) 厚生年金 事案 1295

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和58年生

2 申立内容の要旨

申立期間: ① 平成15年8月

② 平成16年2月

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、賞与の記録が欠落しているため、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、同社は、平成21年12月31日付けで解散し、23年9月16日付けで清算結了しているため、申立期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の元代表清算人から提出された、申立人に係る平成 16 年分給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額及び社会保険料等の金額からは、申立期間②に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除の事実を認めることができない。

さらに、上記の元代表清算人から提出された、平成15年8月、16年2月及び同年8月に支給された賞与から控除された社会保険料の合計額が分かる資料において、申立人の申立期間①及び②については、賞与から控除された社会保険料の記載は無い上、元代表清算人は、当該資料の申立人に係る振込金額、社会保険料等の欄が空欄になっていることについて、「申立人は、賞与の支給や保険料の控除が無かったと思う。」旨回答している。

このほか、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する賞与の支給を受け、標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

四国 (愛媛) 厚生年金 事案 1300

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保 険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和51年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:①平成15年7月

② 平成17年7月

③ 平成17年12月

④ 平成18年6月

⑤ 平成 18 年 12 月

⑥ 平成19年8月

A社から支給された賞与について、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、私の年金記録に反映されていないため、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていた旨主張しているが、申立人は、当該賞与に係る賞与明細書を所有していないことから、申立人の賞与額及び保険料控除額を確認することができない。また、申立人は、「賞与は、単独で支払われるのではなく、毎月の給与と併せて支払われていた。」としているものの、申立人から提出された申立期間④、⑤及び⑥に係る給与明細書には、賞与の支給額に係る記載は無く、賞与に係る厚生年金保険料が控除されたことを示す記載も見当たらない。

さらに、A社に照会しても回答が得られない上、当該事業所の元同僚からも、 申立期間に係る申立人の主張する賞与及びそれに基づく厚生年金保険料控除 額について証言を得ることができない。

このほか、申立期間について、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。